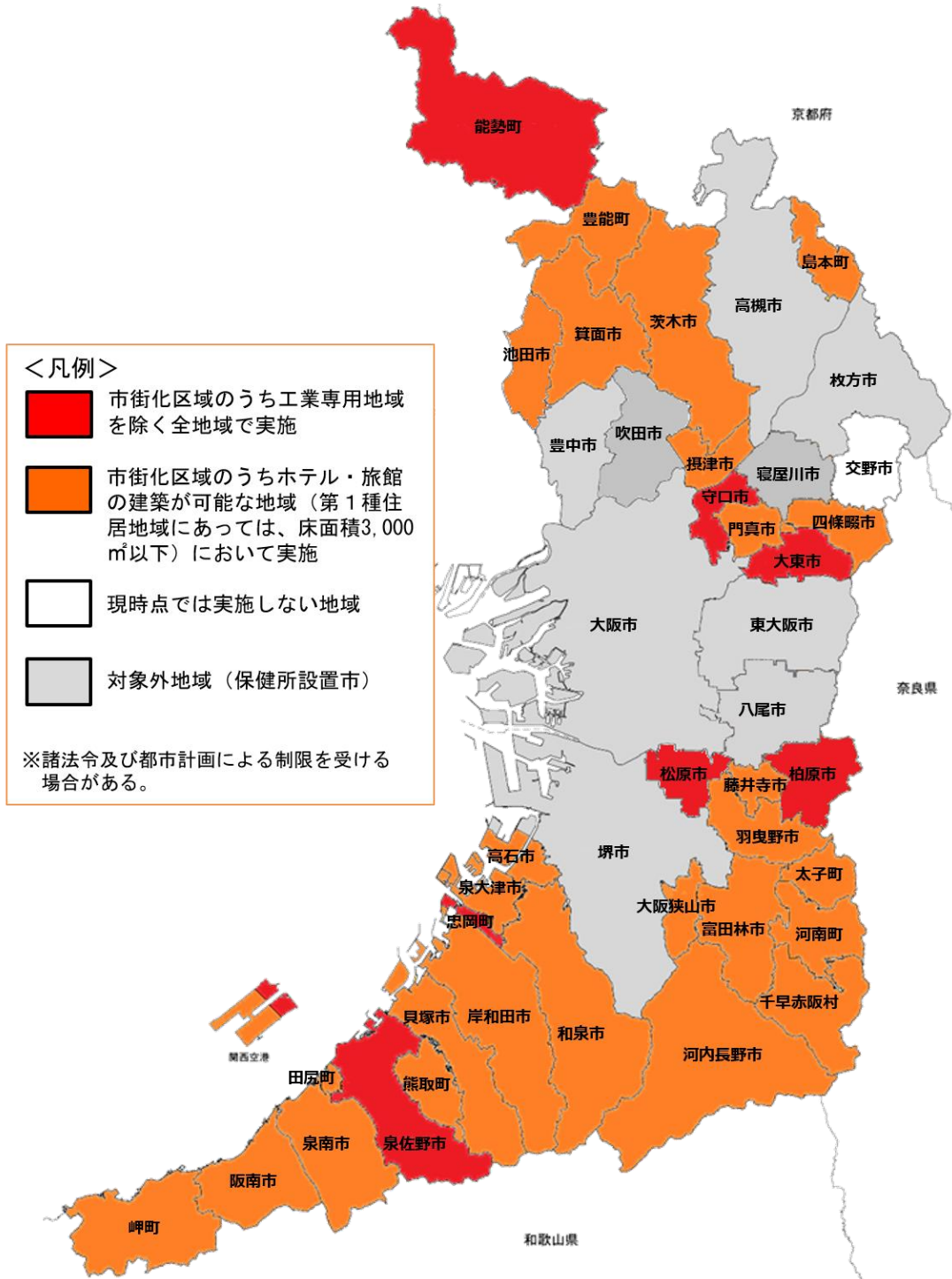


令和2年4月1日時点

(保健所設置市における実施状況は、各市へお問い合わせください。)

大阪府における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図1



市町村における実施区域について

実施地域の区分	市町村名
<p>市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域で実施</p> <p>※諸法令による制限を受ける場合がある</p>	<p>守口市、泉佐野市、松原市、大東市、柏原市、能勢町、忠岡町</p>
<p>市街化区域のうちホテル・旅館の建築が可能な地域（第1種住居地域にあつては、床面積 3,000 m²以下）において実施</p> <p>※住居専用地域、第1種住居地域（床面積 3000 m²超）、工業地域では実施できません。諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある</p>	<p>岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>
<p>現時点で実施しない</p>	<p>交野市</p>